1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
ぐち固定式刺網漁業	別記の操業区域の(1)と(2)	9月1日から 翌年4月30日まで	制限なし	制限なし	操業区域の(1)と(2) の合計で12隻	別記の漁業を営む者の資格の(1)~(7)
	別記の操業区域 の (3) 一①				3隻	
	別記の操業区域 の(3)-②				3隻	
	別記の操業区域 の (3) -3				3隻	

別記 操業区域

(1) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線 によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア 第332号鋼管 イ 第335号鋼管 ウ 第337号鋼管 エ 第350号鋼管 オ 第392号鋼管 カ 第351号鋼管

キ 第395号鋼管 ク 第374号鋼管 ケ 第375号鋼管 コ 第431号鋼管 サ 第432号鋼管 シ 第429号鋼管

ス 第 58号鋼管 セ 第422号鋼管 ソ 第444号鋼管 タ 第414号鋼管 チ 第404号鋼管 ツ 第403号鋼管

テ 第400号鋼管 ト 第379号鋼管 ナ 第397号鋼管 ニ 第367号鋼管 ヌ 第396号鋼管 ネ 第360号鋼管

ノ 第358号鋼管 ハ 第394号鋼管 (鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり)

- (2) 次の第1種区画漁業権(のり養殖業)免許漁場内
 - ① 有区第1212号、有区第1213号、有区第1214号、有区第1216号
 - ② 有区第1215号、有区第1217号、有区第1218号、有区第1219号、有区第1222号、有区第1224号、有区第1226号、有区第1228号、有区第1229号、有区第1230号、有区第1231号、有区第1232号、有区第1287号
- (3) 次の第1種区画漁業権(のり養殖業)免許漁場内
 - ① 有区第1194号、有区第1195号、有区第1198号、有区第1203号、有区第1204号、有区第1206号、有区第1207号、有区第1210号
 - ② 有区第1272号、有区第1273号
 - ③ 有区第1174号、有区第1185号、有区第1186号、有区第1187号、有区第1188号、有区第1189号、有区第1190号、有区第1191号、有区第1192号

別記 漁業を営む者の資格

- (1) 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者
 - ア 操業区域(1) 新有明支所、白石支所(旧白石町北明支所)、鹿島市支所に属する者
 - イ 操業区域(2)・① 白石支所(旧白石町北明支所)に属する者
 - ウ 操業区域(2)-② 新有明支所に属する者
 - エ 操業区域(3)・① 久保田町支所に属する者
 - オ 操業区域(3)・② 大浦支所に属する者
 - カ 操業区域(3)・③ 福富町支所に属する者
- (2) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- (3) 固定式刺網漁業の許可を有している者
- (4) 操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者
- (5) 佐賀県漁業調整規則第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (6) 適切な資源管理を実践できる者
- (7) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 - ・令和5年7月25日から令和5年8月17日まで
 - ・申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数(以下「最高隻数」という。)に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
 - ・令和6年3月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。